

財務省第9入札等監視委員会
平成27年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成27年9月15日（火） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成27年4月1日（水）から 平成27年6月30日（火）まで	
抽出案件件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	一	
随意契約（公共工事）	一	
競争入札（物品役務等）	4件	<p>契約件名：兵庫県内に所在する廃止合同宿舎巡回警備業務 契約相手方：株式会社 東洋建設工業 契約金額：2,268,000円 契約締結日：平成27年4月14日 担当部局：近畿財務局</p> <p>契約件名：関西国際空港CIQ合同庁舎外2施設設備保守管理業務委託 契約相手方：城陽ダイキン空調 株式会社 契約金額：59,238,000円 契約締結日：平成27年4月1日 担当部局：大阪税関</p> <p>契約件名：平成27年度放射線量測定業務委託に関する単価契約 契約相手方：株式会社 千代田テクノル 契約金額：1,543,212円 契約締結日：平成27年4月1日 担当部局：神戸税關</p> <p>契約件名：大阪合同庁舎第三号館の構内電話交換設備機器の賃貸借及び保守業務 契約相手方：南海電設 株式会社 契約金額：8,398,080円 契約締結日：平成27年6月5日 担当部局：大阪国税局</p>
随意契約（物品役務等）	一	
応札（応募）業者数1者関連	1件	契約件名：関西国際空港CIQ合同庁舎外2施設設備保守管理業務委託
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名 : 兵庫県内に所在する廃止合同宿 舍巡回警備業務	
契 約 相 手 方 : 株式会社 東洋建設工業	
契 約 金 額 : 2, 268, 000円	
契 約 締 結 日 : 平成27年4月14日	
担 当 部 局 : 近畿財務局	
業務内容の確認はどのように行っているのか。	巡回日誌と巡回写真を提出させて確認している。
仕様書で定める業務責任者や巡回員についてはどのように確認しているのか。	事前に業者から提出された書類に基づき確認している。
入札参加業者には応札する際に過去の受注実績の記載を求めているのか。	記載は求めていない。
入札結果は公表されるのか。	近畿財務局のホームページ上で公表している。
予定価格と落札金額にかい離があるが、今後、積算方法を検討する可能性があるか。	今後も同様の状況が続ければ、予定価格の設定を検討する。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>契約件名： 関西国際空港CIQ合同庁舎外2 施設設備保守管理業務委託</p> <p>契約相手方： 城陽ダイキン空調 株式会社</p> <p>契約金額： 59,238,000円</p> <p>契約締結日： 平成27年4月1日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p>	
<p>過去2年間の契約相手方は誰か。</p>	<p>いずれも城陽ダイキン空調株式会社である。</p>
<p>前年度は他社の応札があったのか。</p>	<p>前年度も一者応札である。</p>
<p>公告が2月25日で、実際業務開始は4月1日となると落札決定後1週間で体制を整えないといけないのは現実的ではないと考えるがどうか。</p>	<p>そのとおりである。よって、一者応札解消に向け入札時期を前倒しする方向で検討している。</p>
<p>前倒しの時期を12月とするのは可能か。</p>	<p>一般的に翌年度の調達準備は、原則として次年度予算の裏付けが必要と言われている。</p>
<p>是非検討願いたい。 他の業者に、平等にチャンスを与えるためにも制約の中での工夫をしてほしい。</p>	<p>ただし当該経費が義務的経費に該当する場合は、この限りでないと考えられることから当該経費が義務的経費に該当するか検討し、該当する場合は更なる前倒しを検討したい。</p>
<p>設備保守に応札する業者は複数の入札に参加し、1つ落札すれば以降の入札を辞退するようなケースはあるか。</p>	<p>関西空港の場合は、大手企業のみが参加可能となっているため、そのようなことはない。</p>
<p>入札の時期は集中するのか。</p>	<p>国・地方公共団体は、年度会計となっているため集中する。</p>
<p>ということは、時期を前倒しすることにより競争入札になる見込みもあるということか。</p>	<p>見込みはあると思われる。</p>
<p>業務を行う場所が関西国際空港だと業者が限定されるのか。</p>	<p>賃料等を考慮すると、既に島内に事務所を所有している者が有利になると思料される。</p>

質問	回答
<p>契約件名： 平成27年度放射線量測定業務委託に関する単価契約</p>	
<p>契約相手方： 株式会社 千代田テクノル</p>	
<p>契約金額： 1,543,212円</p>	
<p>契約締結日： 平成27年4月1日</p>	
<p>担当部局： 神戸税関</p>	
<p>取扱い業者が少数である場合、税関から業者に対し声をかけてはどうか。取り扱える業者が多数あり、特定の業者に入札への参加を促すことは問題があるが、業者が少数の場合であれば、全ての業者に参加を促してもよいのではないか。</p>	<p>現在、取り扱える業者を開拓中であり、参加を促したいと考えている。今回は他税関の応札状況を参考にし、業者1者に対し、入札参加の可否について調査を実施したが、使用器具の製造中止等の理由で現在は参加できないことが判明した。今後も取扱い業者の開拓は行っていく。</p>
<p>複数者応札の可能性があるにもかかわらず、1者の参考見積額を予定価格とし、結果、当該業者が見積りどおりの金額で落札することは、第三者から見ると出来レースとも見える。複数者あるならば、他社からも参考見積りを取るべきである。</p>	<p>今回は調査した業者が参加できないことで1者のみの見積りとなったが、予定価格算出に当たり、参考見積額と公表価格とを比較し、より安価な価格を採用しているため、予定価格の妥当性は確保できている。</p>
<p>今回の案件は、1者応札であったものが複数者になった成功事例である。</p>	<p>来年度は今回初めて応札してきた業者からも見積りを徴取することとなる。</p>
<p>今後もこの状況を継続するため、また、他の1者応札案件解消のヒントとして、新たに参加した業者に対し、過去の入札結果の閲覧状況及び今回の入札情報の入手方法等のヒアリングをする等、更なる業者の開拓に努めてほしい。</p>	<p>今後の参考とさせていただく。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 大阪合同庁舎第三号館の構内電話交換設備機器の賃貸借及び保守業務</p>	
<p>契約相手方： 南海電設 株式会社</p>	
<p>契約金額： 8,398,080円</p>	
<p>契約締結日： 平成27年6月5日</p>	
<p>担当部局： 大阪国税局</p>	
<p>仕様書の「借入は10年間を予定している」という表現は、他の調達でも記載しているものがあるのか。</p>	<p>他のリース調達において、同様の記載をしている場合がある。</p>
<p>6年目以降のリースは継続案件として調達するため、1社応札が想定されるが、1者応札の改善に向けて何か方策はないのか。</p>	<p>次回調達の際には公募を実施し、透明性を確保することとしている。</p>
<p>今回の入札で全借入期間中の契約金額が実質的に決定される（6年目以降の月々の支払額も現契約金額と同額）ということでしょうか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>入札書等からは6年目以降の契約見込額は不明である。</p>	<p>現状では、6年目以降に係る賃借料について書面を徵取しているわけではないが、過去の契約においても10年間を想定したところで入札されており、6年目以降10年目までの賃借料は同額で契約している。</p>
<p>落札できなかった他の業者も10年を想定したところで入札しているのか。</p>	<p>他の業者も、過去において同種の契約をしており、同じ考え方をしている。</p>
<p>入札金額の大きな差は、保守費用と思うが、品質確保という点で問題はないのか。</p>	<p>また、入札前に説明会を実施し、法令及び予算上の制約があるので確約できないものの、10年の借入期間を踏まえた入札金額とするように説明している。</p>
<p>入札書で、賃借料と保守料の内訳を記載しているが、この内訳の趣旨は何か。</p>	<p>現在も保守業務を適正に履行していること等から、品質は確保されると認識している。</p>
<p>内訳については、業者側の裁量で記載しているという理解でよいか。</p>	<p>契約書に記載する事項であること及び今後の調達の参考として記載してもらっている。</p>
<p>保守作業というのは、作業項目が決まっていて、一定の資格者がそれを確認していくと作業のため、見積額に大きな差は生じないと考えられるがどうか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
	<p>見積額に差が生じている要因については、不明である。</p>

意見・質問	回答
<p>賃借料の差は、製造業者（メーカー）の卸売価格の差ということか。</p>	<p>そのように理解している。</p>
<p>例えば安価な要因として在庫処分といったことはないのか。</p>	<p>今回調達する規模の電話交換機では、受注生産となる。</p>
<p>10年リースということを想定しつつ、法令の制約で5年分の契約を行っていることについて、制度上の縛りがあることは理解しているが、透明性を確保した処理方策はないか。</p>	<p>何とか打開する必要があると重々承知しているが、現状の法令の下では難しい課題である。</p>
<p>今回の契約期間後、6年目以降どういった仕様書になるのか。</p>	<p>今回の調達内容と同様のものとなる。</p>
<p>5年後に技術が進歩した場合、平成27年度の仕様では、現在の契約業者以外は、不利だと考えるがどうか。</p>	<p>細かい品番を指定しているわけではなく、仕様書上は最低限の水準しか記載していないので、将来的に技術が進歩した場合でも入札に参加していただくことは可能と考えている。</p>
<p>技術革新があって、例えば現在はアナログが主流の調達について、5年後はデジタルが主流になった場合であっても、アナログ規格を満たせばよいということになれば調達内容として問題ではないか。</p>	<p>陳腐化が頻繁に起こるような性質の調達であれば、より短い期間で当初から契約を行っているが、電話交換機については、そこまでの技術革新を見込まれないため、問題とはならないと思料している。</p>
<p>仮に技術革新が見込まれた場合、どのように対応するのか。</p>	<p>変化に対応するために、借入期間を変更する必要があると考えている。ただ、当局だけのことではないので、財務省と国税庁とも協議ていきたい。</p>
<p>「借入は10年を予定している」と記載しているが、契約としては5年契約なので、6年目以降についての拘束力はないということでよいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>拘束力がないということは、例えば業者が借入期間中の当初5年間の見積金額を高く設定し、6年目以降を低廉な金額とする等、当局の想定したものと相違する可能性もある。</p>	<p>今後、検討したい。</p>
<p>当該案件のように使用期間が当初契約期間以上に及ぶ場合に、既設機器の再使用を前提とした入札が妥当なのかどうか、また、契約方法としてどういった工夫が可能なのか引き続き検討してほしい。</p>	